### 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書 (社員証など) の 返却	速やかに	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を 受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認 ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍 謄本、死亡診断書の写し、振込先口座番号がわか るもの等 ※状況により持ち物は変わります。詳しくは手続き先 にお問い合わせください。 【手続き先】 年金事務所

### 亡くなられた方が個人事業主だった場合

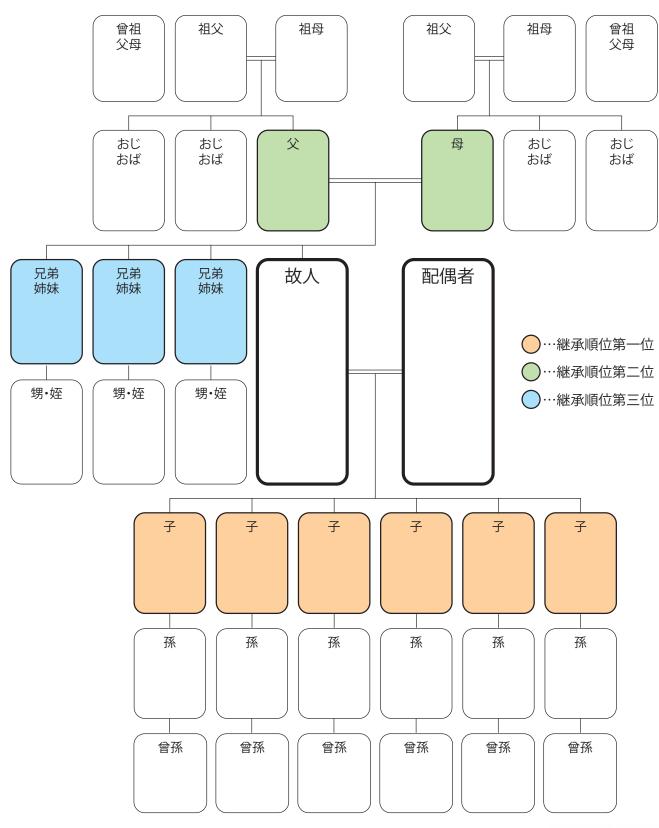
故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考	
個人事業者の死亡届出書	速やかに		
事業廃止届出書	22 ( 73 ( 2	税務署に提出します。	
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内		
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書	「ケ月以内		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで		
	MEMO		

## 相続に関する手続きチェックリスト

$\checkmark$	項目	期日	備考	
	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から 死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍 地の役所の窓口で「相続に使用するため出生 から死亡までの戸籍謄本が必要」と請求してく ださい。	
	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査 してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してくだ さい。	
	遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、 「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要と なります。	
	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、 各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほと んどを知ることができます。また、自宅以外の不 動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を 取得することで、その自治体で所有する不動産 のすべてを知ることができます。	
	遺産分割協議(協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する 必要があります。合意後、金融機関や役所などへ 提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となり ます。	
	相続放棄•限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。	

$\overline{\mathbf{V}}$	項目	期日	備考
	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額= 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数
•••••			NEMO
•••••			
••••••		•••••	
• • • • • • • •			
•••••			
•••••		•••••	
• • • • • • • • •			
•••••			
•••••		•••••	
•••••			



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。

詳しくは法務局の HP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\_000013.html)をご覧ください。



# 法定相続情報

# 証明制度





「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局(登記所)に必要な書類を提出し、登記官が内容 を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、 各種相続手続で戸籍書類一式の提出の省略が可能となります※。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳しい内容は、法務局ホームページ

検索 をご覧ください。

#### 法務省民事局

# 故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
産				
	金融機関名	支店名	金 額	備 考
0	业(M/M/M/J√L	又にも	亚 以	<i>∖</i> ⊞ '5
預貯金				
その	名称	内容	保管場所など	備考
その他の資産				
借 入	借入先	金額	返済方法	備考
借入金・ローン				
コーン				
生 命	保険会社	種類•内容	受取人	備考
生命保険・損害保険				
損 害 保				
険	基礎年金番号	種類	受給金額	
公的年金				
年 金				
個	名 称	番号・記号など	受給金額	備考
個人年金・企業年金・その他	2 <u>1</u> 100		又州业田	ин 🤝